

とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する 第2次報告書



平成24年12月

とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する検討会

とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する

第2次報告書 目次

◇とちぎの元気な森づくり県民税事業の

見直しに関する第2次報告 1

1 とちぎの元気な森づくり県民税事業の枠組 2

2 とちぎの元気な森づくり県民税事業の実施状況 4

3 とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直し検討 10

4 第2次報告総括 18

◇検討会設置要領 21

◇検討会委員名簿 22

◇検討会開催経過 23

◇参考資料

とちぎの元気な森づくり県民税の見直しに関する第2次報告

ー とちぎの元気な森づくり県民税条例の規定に基づく検討 及び必要な措置に関する事項 ー

我が郷土の先人たちが永年続けてきた森林の整備・保全のための努力により培われ、県民に多くの恵みを与えてくれる豊かな本県の森林は、長引く木材価格の低迷など林業採算性の悪化等による森林所有者の経営意欲の減退から、林業生産活動を通じた適正な整備が期待できず、その公益的・社会的機能の低下が危惧されている。

このような状況の下、本県森林の豊かな恵みを次の世代へ引き継いでいくため、県では平成19年7月にとちぎの元気な森づくり県民税条例(以下「条例」という。)を制定し、荒廃森林の整備や森林に対する県民理解の促進等を図る新たな「県民協働による森づくり」の取組を開始することとした。そして平成19年10月にこの取組の推進母体となる「とちぎの元気な森づくり県民会議」が設立され、県民会議では平成20年3月に新たな森づくりの基本理念や行動目標を県民に示し具体的な行動を促すための「とちぎの元気な森づくり憲章」を制定した。

「県民協働による森づくり」の取組は、条例の施行により平成20年度に導入したとちぎの元気な森づくり県民税(以下「県民税」という。)を財源として、これまで県、市町、地域や関係団体など多くの県民の理解の下、着実に推進されているところである。

当検討会は、平成23年6月、知事から条例の規定に基づく条例の施行後5年を経過した場合の検討及びその結果に基づく必要な措置に関し検討を求められ、これまでの県民税による事業(以下「県民税事業」という。)の実施状況や県民税及び県民税事業を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえ、今後の県民税及び県民税事業のあり方について議論を重ねてきた。その検討結果を取りまとめたのでここに提出する。

1 とちぎの元気な森づくり県民税事業の枠組

森林は、木材を生産する機能を始め、土砂の崩壊や流出を防ぐ機能、洪水や濁水を緩和し水質を浄化する機能、二酸化炭素を吸収し貯蔵する機能、そして県民に安らぎや憩いの場を提供する保健休養機能など、多面的な機能を有しており、私たちの生活と深く関わっている。

本県の森林面積は、35万haと県土の55%を占めており、本県森林の持つ公益的・社会的機能の発揮に対する意義及び期待は大きい。

一方で、長引く木材価格の低迷など林業採算性の悪化等による森林所有者の経営意欲の減退から、林業生産活動を通じた適正な整備が期待できず、その公益的・社会的機能の低下が危惧されている。

そこで、県では、森林を県民全体の理解と協力の下に守り育て、元気な森を次代に引き継いでいくことを目的に、平成20年度から導入した「とちぎの元気な森づくり県民税」を財源として、県民協働による「元気な森づくり」や「森を育む人づくり」を行う「とちぎの元気な森づくり県民税事業」の取組を開始した。

(1) 「とちぎの元気な森づくり県民税」の仕組

課税方式	県民税均等割額の超過課税方式（現行の均等割額に上乘せ）
税 率	個人：年額700円 法人：法人県民税均等割額の7%
課税期間	平成20年度～平成29年度の10年間
税 収	10年間で80億円（年平均8億）

(2) 県民税事業の内容

① 「元気な森づくり」

ア 元気で安全な奥山林の整備（県が実施）

長期間間伐等の手入れがなされず荒廃または荒廃する恐れのある人工林について間伐を行い、針広混交林など公益的機能の高い森林

に再生していく。

整備目標量 10年間で約40,000ha 県民税財源約45億円

イ 明るく安全な里山林の整備（市町が実施）

手入れ不足により暗くうっそうとした里山林について、地域で将来まで守り残していくための整備や通学路周辺等の安全を確保するための整備、また野生獣の被害を軽減するための緩衝帯整備などを行い、明るく安全な森林に再生していく。

整備目標量 10年間で約9,000ha 県民税財源約20億円

②「森を育む人づくり」

ア 「県民の森づくり活動への支援」（県・市町が連携して実施）

県民の森づくり活動に関する様々な情報の提供や、実際に森づくりの作業や体験活動が行える機会を増やすなど、県民が広く参加できるように支援していく。

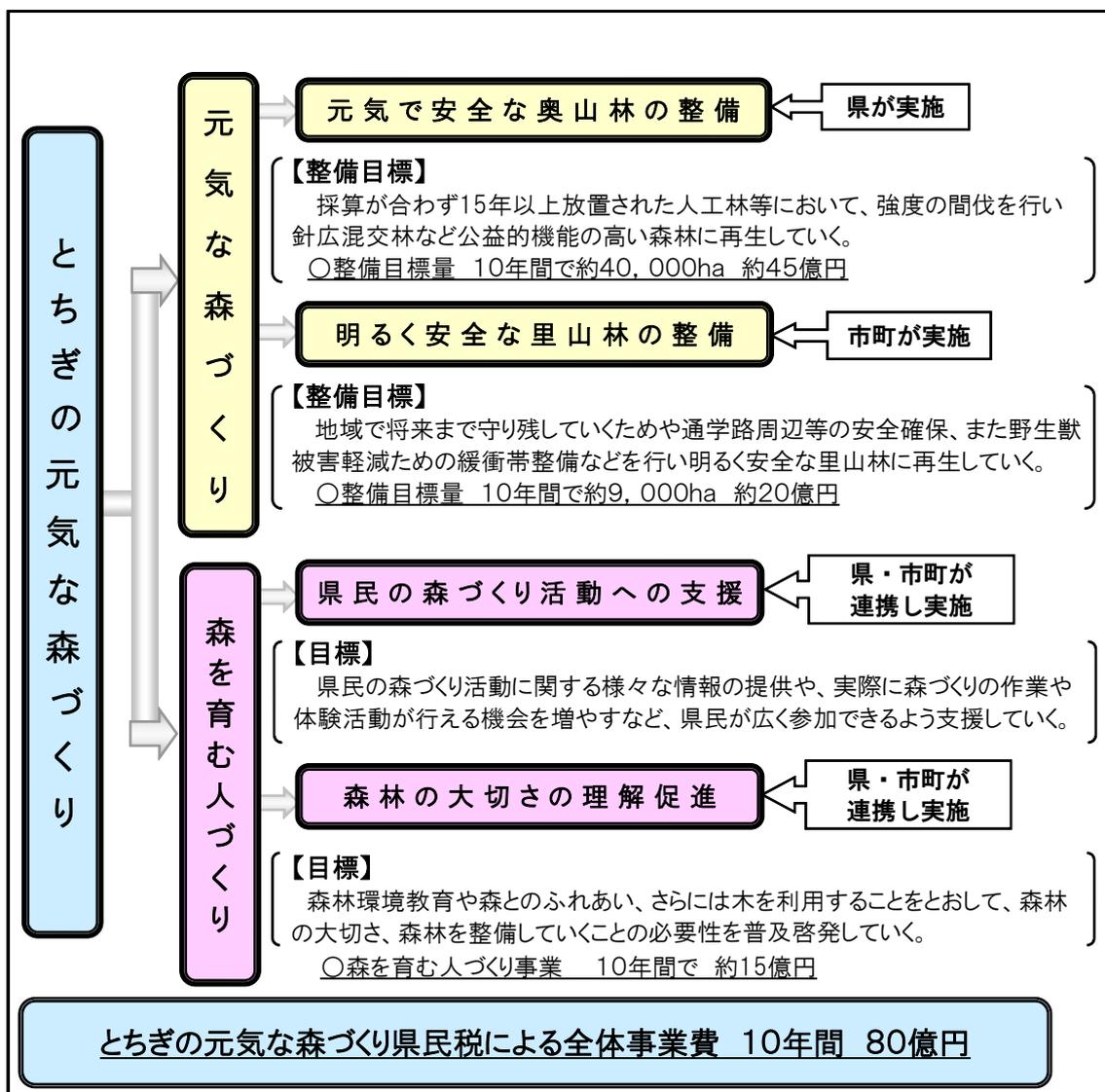
イ 「森林の大切さの理解促進」（県・市町が連携して実施）

森林環境教育や森とのふれあい、さらには木を大いに利用することをとおして、森林の大切さ、森林を整備していくことの必要性を普及啓発していく。

「森を育む人づくり」 10年間で県民税財源約15億円

県民税全体事業費 計 10年間で80億円

【とちぎの元気な森づくり県民税施策の全体計画(平成20年度策定)】



2 とちぎの元気な森づくり県民税事業の実施状況

県では、平成20年度の県民税事業開始以後、国の森林・林業施策の動向や健全な森林の育成に関する地域の課題への対応を図りながら、当初に掲げた目標の達成に向け、着実に各事業を推進してきた。

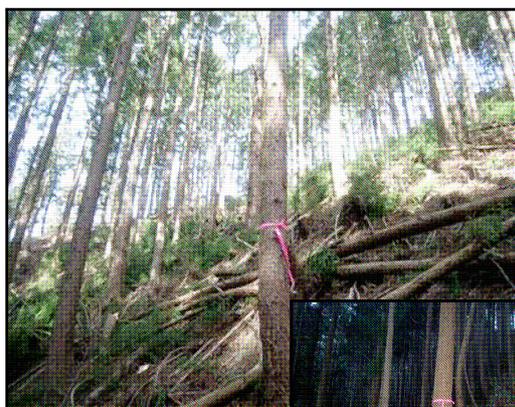
【とちぎの元気な森づくり県民税による主な事業の実績】

事業区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (計画)
元気な森づくり	とちぎの元気な森づくり 奥山林整備事業					
	間伐計	2,078 ha	4,071 ha	5,103 ha	3,831 ha	2,367 ha
	奥山林整備事業	2,078 ha	2,663 ha	3,302 ha	2,424 ha	2,367 ha
	再生事業※		1,408 ha	1,801 ha	1,407 ha	
	獣害対策		357 ha	320 ha	200 ha	200 ha
	森林バイオマス利用モデル			37 ha	39 ha	45 ha
	明るく安全な 里山林整備事業	533 ha	700 ha	638 ha	478 ha	391 ha
森を育む人づくり	元気な森を育む 木の良さ普及啓発事業					
	小中学校への机・いすの配布	1,800 基	2,000 基	2,000 基	1,800 基	1,800 基
	県民利用施設への木製ベンチ配布			500 基	500 基	500 基
	とちぎ森づくり情報センター事業	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式
	とちぎ「森の楽校(がっこう)」事業	18 回	18 回	20 回	20 回	20 回
	県民会議等事業					
	県民会議事業	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式
	県民広報事業	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式
	税事業評価委員会事業	1 式	1 式	1 式	1 式	1 式
	森づくり活動地域支援事業	36 活動	50 活動	54 活動	50 活動	18市町で実施
	木の香る環境づくり支援事業	15 取組	23 取組	26 取組	28 取組	18市町で実施
特色ある緑豊かな地域推進事業		6 取組	3 取組	2 取組	2市町で実施	
とちぎの元気な森づくり県民税収 (寄附金・利子を含む)	652 百万円	868 百万円	847 百万円	844 百万円	827 百万円 (予算額)	

※「再生事業」:「森林整備加速化・林業再生基金事業」平成21年に国が創設した事業、平成23年度まで税事業と連携して間伐を実施

【とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業】

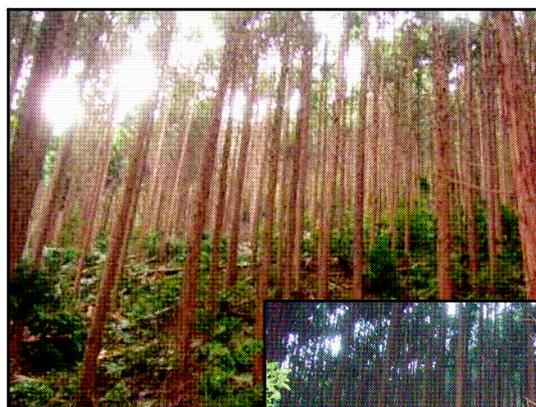
間伐



鹿沼市粕尾地区



(実施前)



足利市反田地区



(実施前)

獣害対策(被害防止ネット)



那須塩原市金沢地区

森林バイオマス利用モデル



鹿沼市加蘇地区

【明るく安全な里山林整備事業】



将来まで守り育てる里山林整備
真岡市伊勢崎地区



通学路等の安全・安心確保のための整備
日光市板橋地区



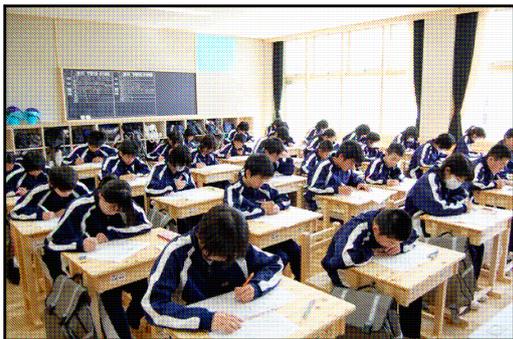
野生獣被害軽減のための整備
塩谷町船生地区



生物多様性モデル林整備
矢板市山田地区

【元気な森を育む木の良さ普及啓発事業】

小中学校への間伐材を活用した机・椅子の配布



大田原市



【森の楽校(がっこう)事業】



植樹体験 茂木町小貫地区

【森づくり活動地域支援事業】



森林体験学習 日光市

【木の香る環境づくり支援事業】



木造四阿整備 栃木市西方地区

【特色ある緑豊かな地域推進事業】



市民による植樹活動 宇都宮市長岡地区

また、県民税事業の実施状況については、毎年度とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会により執行状況や事業効果の検証・評価等が行われている。評価委員会の評価結果や意見は次年度以降の県民税事業の実施方法や内容への反映を図り、より効果的・効率的な県民税事業の実施に努めてきたところである。

【とちぎの元気な森づくり県民税事業による取組の経過】

平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・奥山林整備事業での「獣害対策」新規実施(H21～H24)
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・奥山林整備事業での「森林バイオマス利用モデル事業」新規実施(H22～H23) ・里山林整備事業のうち、「通学路等の安全・安心」、「野生獣被害の軽減」整備交付上限額の拡充 ・元気な森を育む木の良さ普及啓発事業において「木製ベンチの配布」を追加拡充
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・伐捨て間伐への国庫補助廃止による奥山林整備事業間伐財源の見直し ・里山林整備事業での「生物多様性モデル林整備事業」の新規実施 ・木の香る環境づくり支援事業において、市町の要望に応じ奥山林間伐材を利用できるよう拡充 ・元気な森を育む木の良さ普及啓発事業での机椅子・木製ベンチ整備を一部交付金化
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・奥山林整備事業で「森林経営計画」の作成者が行う奥山林間伐についても交付できるよう拡充 ・森林バイオマス利用モデルの継続実施(H24のみ) ・里山林整備事業での「提案型里山林整備モデル事業」の新規実施 ・里山林整備事業「野生獣被害の軽減」整備について、合意形成等に係る経費への支援を拡充

【平成20～24年度とちぎの元気な森づくり県民税事業 総括表】

(単位:百万円)

区分	県 事 業		市 町 村 交 付 金 事 業		合計		
	事業量	事業費	事業量	事業費			
ハ 元 気 な 森 づ き り 整 備	とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業費		元気な森づくり推進市町村交付金事業費		C=A+B 3,334 C/I 84%		
	間伐 a	12,726ha	1,556	明るく安全な里山林整備事業			
	利用促進間伐		将来まで守る里山林整備 f			668ha (1,471)	447
	利用間伐 b	108ha	55	通学路等の里山林整備 g		333ha (770)	107
	森林バイオマス利用モデル c	121ha	15	獣害対策の里山林整備 h		1,712ha (3,414)	522
	獣害対策 d	1,077ha	384	生物多様性モデル林整備 i		22ha (5)	19
	事業推進費 e	-	226	提案型里山林整備モデル j		5ha	3
	A=a+b+c+d+e		2,236	B=f+g+h+i+j		1,098	
	A/I		56%	B/I		28%	
	ソ フ ト 対 策	元気な森を育む木の良さ普及啓発事業費 k		269		元気な森づくり推進市町村交付金事業費	
小中学校への机・椅子の配布		245	森づくり活動地域支援事業 q		52		
県民利用施設への木製ベンチ配布		24	木の香る環境づくり支援事業 r		140		
みんなの元気な森づくり推進事業費		特色ある緑豊かな地域推進事業 s		11			
森づくり情報センター事業 l		46	E=q+r+s		203		
「森の楽校(がっこう)」事業 m		52	E/I		5%		
県民会議等事業費		F=D+E		642			
県民会議事業 n		29	F/I		16%		
県民広報事業		D=k+l+m+n+o+p		439			
県民広報事業 o		38	D/I		11%		
税事業評価委員会事業 p		5	E/I		5%		
合計	G=A+D		2,675	H=B+E		1,301	
	G/I		67%	H/I		33%	
				I		3,976	

※1 事業費は税財源。

※2 事業量及び事業費は平成20～23年度までは実績、平成24年度については計画の値を合算したもの。

※3 里山林整備事業の事業量()内の数値は管理面積。

3 とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直し検討

(1) 見直し検討の概要

県民税の導入以後、県民税事業に対する各方面からの意見、また伐捨て間伐への国庫補助の廃止や森林法の改正による森林経営計画制度の創設等の国の森林・林業に係る施策の転換など、県民税を取り巻く社会情勢等に大きな変化が生じている。

条例では、施行後5年を経過した場合の検討及びその結果に基づく必要な措置に関する検討について規定しており、県においては、これら社会情勢の変化等への対応方針を決定するため、条例の規定に基づく検討を1年前倒しして平成23年度から開始した。この対応方針の決定にあたり、今後の県民税及び県民税事業の方向性、またそのあり方等について検討するため、平成23年6月に本検討会が設置された。

本検討会では、条例の規定やこれまでの県民税事業の実施状況と課題、また社会情勢の変化等を踏まえ、見直し検討を行う事項について以下のとおり区分し、平成23年度から2カ年にわたって検討を進めることとした。

(参考 とちぎの元気な森づくり県民税条例 抜粋)

附則 3

知事は、この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○第1次検討

国の施策転換など社会情勢の変化等により、条例の範囲内において県民税事業の用途及び執行方法等について平成24年度から対応すべき事項

○第2次検討

条例の規定に基づく条例の施行後5年を経過した場合における検討及び必要な措置に関して、平成25年度から対応すべき事項

【とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直し検討区分】

第1次検討とする事項	
現 状	検 討 事 項
伐捨て間伐による整備 野生獣害による森林の公益的機能の低下 森林法の改正による森林経営計画制度の創設 生物多様性保全など新たな森づくりのニーズ イノシシ等による農作物被害の激増	間伐材の有効活用 野生獣被害への対策 計画作成者による奥山林整備の実施 地域の実情に応じた森づくりへの支援 森林整備による野生獣との棲み分け

第2次検討とする事項
○県民税事業構造 <ul style="list-style-type: none"> ・事業全体計画量 ・ハード・ソフト事業及び県・市町村事業のバランス ・県民税事業の実施要件 ○その他必要な事項

(2) 第1次検討

第1次検討に係る事項について、平成23年6月から10月まで4回にわたり検討を行い、委員の総意として平成24年度から見直すべき5項目について取りまとめた「とちぎの元気な森づくり県民税の見直しに関する第1次報告書」を、平成23年10月27日に知事宛て提出した。

【「とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する第1次報告書」 骨子】

①間伐材を森林バイオマス資源として利活用するための施策の検討。 ②野生獣による奥山林の被害についてこれまでの取組に加え、より積極的な対策の検討。 ③森林経営計画の区域内奥山林整備事業対象森林について、計画作成者が行う間伐に税を導入できる仕組の検討。 ④里山林を地域主体で守り育てていく体制づくりが一層促進されるよう、地域の自由な発想や創意工夫がいかされる整備が可能となる仕組の検討。 ⑤野生獣被害軽減の里山林整備について、合意形成活動の促進や技術指導等の充実が図られる施策の検討。
--

(3) 第2次検討

第2次検討として、条例の規定に基づく条例施行後5年経過時の検討及び必要な措置に関する検討を、平成24年1月から開始した。

第2次検討では、各事業の実施状況や社会情勢の変化等を踏まえ、当

初設定した全体計画や事業内容について見直し検討を行うとともに、新たに県民税による取組の検討が求められている課題について議論を重ねてきた。そして、それらの議論を踏まえ、条例の規定や県民税事業全体の事業構造等の見直しの必要性に係る検討を行った。

なお、平成23年3月の東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故による放射能の影響は、最近の森林を取り巻く問題として喫緊の課題であると認識している。この問題について、県民税により対応することは県民税事業の趣旨になじまないことから、今回の見直し検討事項としては除外した。しかしながら、この問題に対する県民の関心は非常に高く、今後の栃木県内の森林の保全や森づくり活動への影響も懸念されるため、国等の施策動向に留意されるよう要望する。

(4) 第2次検討における検討内容

①元気で安全な奥山林の整備に係る事項

○間伐

- ・県民税事業の柱の1つである奥山林の間伐については、平成21年度に国が創設した森林整備加速化・林業再生基金事業（以下「再生事業」という。）との連携を図りながら、全体計画に対しほぼ計画どおりの進捗見込みとなっている。
- ・一方で、伐捨て間伐への国庫補助を廃止する国の施策転換により、当初財源として想定していた国庫補助が平成23年度から見込めない状況にある。

これらのことから、全体計画量は税財源のみで実施可能な面積への見直しを検討する必要がある。

なお、見直し後の奥山林間伐計画面積と、奥山林整備対象森林において実施される造林事業等での間伐を合わせると、当初計画どおり40,000 haの荒廃森林の解消が図られる見込みとされている。

○獣害対策

- ・野生獣による森林被害は深刻であり、森林の有する公益的機能の発揮に甚大な影響を及ぼすことが懸念されることから、平成21年度から平成24年度までの4年間において、県民税事業による樹木への剥皮被害対策に取り組んでいる。
- ・獣害対策の実施にあたり策定した全体計画について、被害実態はより深刻であるとの地域の声を受け、平成23年に県が被害実態の精査を行った結果、想定以上に被害が拡大しており、また植栽した苗木への食害も深刻な状況にあることから、現状の対策では十分な対応が困難となっている。

これらのことから、獣害対策全体計画を見直し、実施期間の延長及び植栽木への対策拡充を検討する必要がある。

事業区分		当初計画 (H20~H29 [※])	前半5年の実績見込 (H20~24)		計画に対する 進捗よ等
奥山林の整備	長期間 放置され 荒廃した 人工林の 間伐	全体計画 40,000ha	事業量	奥山林整備事業 12,834 ha 再生事業 4,616 ha 計 17,450 ha	間伐全体計画に 対する進捗よ率 44%
		全体事業費 税 4,500百万円 国庫 2,100百万円	事業費	奥山林整備事業 税 1,851百万円 国庫 477百万円	
	剥皮被害 対策	H21から実施 事業期間 H21~H24	剥皮被害対策 事業費 税のみ	1,077 ha 384百万円	H24までの間伐 計画(18,000ha)に 対する進捗よ率
	事業費 計	税 4,500百万円 国庫 2,100百万円	税 国庫	2,236百万円 477百万円	97%

※奥山林整備事業間伐については平成30年度まで実施

②明るく安全な里山林の整備に係る事項

- ・当初の方針どおり、全ての市町が毎年度取組を展開している。
- ・整備後は地元の管理団体が管理を担っていくことを原則としているが、管理費支援の拡充や維持管理協定期間の短縮要望がある。
- ・事業の実施に係る地域の合意形成や整備後の管理などの課題があることから、市町からの要望に基づく全体整備面積は、県が当初設定した全体整備見込み面積と乖離がある。

これらのことから、整備後の管理について地域の特性や要望を踏まえより弾力的に見直すとともに、全体整備面積を市町の要望を踏まえた全体整備面積へ再設定することを検討する必要がある。

事業区分		当初計画 (H20～H29)	前半5年の実績見込 (H20～24)	計画に対する 進ちよく等
里山林の整備	やぶの刈払い・不要木の除去等	全体計画	事業量	整備全体計画に対する進ちよく率 30%
		里山林整備 9,000ha	里山林整備 2,740 ha	
		全体事業費(税のみ)	管理(累計) 5,660 ha	
		里山林整備 2,000百万円	事業費 計(税のみ) 1,098百万円	
			里山林整備 816百万円	
		管理 282百万円		

③「森を育む人づくり」事業に係る事項

- ・事業に取り組む市町・団体等が増加していること、事業実施に関するアンケート調査の結果から、事業に対する理解や効果の波及が図られているものと考えられる。
- ・多くの市町で積極的な事業展開が図られている一方、一部市町では取組が限られる状況にある。
- ・都市部でも取り組みやすい机・椅子の配布や公共施設等の木造木質化に対しては、計画を大幅に上回る要望がある。

これらのことから、各市町の特性に合わせた事業の実施が可能となるよう見直す必要がある。

事業区分	当初計画 (H20～H29)	前半5年の実績見込 (H20～H24)	計画に対する 進ちよく等
小中学校への木製机・椅子の配布	全体計画 18,000基	9,400 基	全体計画に対する進ちよく率 52%
県民利用施設への木製ベンチの配布	H22から実施 事業期間 H22～H25 全体計画 2,000基	1,500 基	全体計画に対する進ちよく率 75%

事業区分	実施年度				
	H20	H21	H22	H23	H24
地域での森づくり活動や森に親しむ取組への支援	13 市町 36 活動	16 市町 50 活動	19 市町 54 活動	17 市町 50 活動	18 市町
公共施設の木造木質化や木工教室等	10 市町 15 取組	14 市町 23 取組	18 市町 26 取組	19 市町 28 取組	18 市町
地域の創意工夫を凝らした取組への支援		5 市町 6 取組	3 市町 3 取組	2 市町 2 取組	2 市町

④社会情勢の変化等による県民税での新たな取組の検討に係る事項

県民税の導入以後、県民税事業に対する各方面からの意見や震災による社会情勢の変化等から、県民税の使途としてより積極的な森林資源の利活用を位置づけ、新たな取組を検討することが求められている。

ア 再生可能エネルギーとしての森林資源の利活用の検討

- ・化石燃料や原子力に頼らない再生可能な森林資源のエネルギー利用などによる社会貢献が期待されている。
- ・「森林バイオマス利用モデル」の実施結果から、森林資源をバイオマス資源として利活用する場合、引取価格とコストが課題となっている。

イ 「利用間伐」の間伐材用途拡大の検討

- ・奥山林整備により発生する間伐材の有効活用を望む声が強く、利用可能な間伐材をより積極的に活用する姿勢が求められている。
- ・これまで県民税による奥山林間伐材の利活用は「木の良さ」・「木を使うことが森林整備につながること」の理解促進・普及啓発として実施しており、コスト・供給面から大規模な実施は困難である。

これらの課題に関して、国による木質バイオマス発電の固定価格買取単価が、事業者が自立して事業を行える価格として設定・公表されたこと、また森林法の改正により創設された森林経営計画により、奥山林整備対象森林において森林経営計画認定者による搬出間伐の実施が期待されることから、今後民間の事業ベースによる奥山林整備対象森林における間伐材の利用拡大の可能性のあることを考慮すべきである。従って、

これら新たな課題について、県民税事業としての取組を行うことについては、今後の動向を見極める必要がある。

なお、これらの課題に対して、県は情報の収集を引き続き行い、必要に応じ調査研究の実施等も検討することが望まれる。

⑤条例の改正に係る事項

①～④の個別の事項に関する見直し検討の方向性を踏まえ、見直しを行った場合における条例の改正の必要性について検討を行った。

ア 県民税の用途

- ・見直し後の県民税事業内容は、条例に規定する税事業の定義の範囲内である。

イ 県民税の額及び期間

- ・見直し後の県民税事業全体計画は、現在の税額・期間により実施が可能である。

ウ 事業構造・バランス

- ・見直し後の県事業・市町村事業の割合、ハード事業・ソフト事業の割合は、税創設時に設定した事業構造・バランスが維持される。

以上から、見直し後の県民税事業全体計画・内容は現条例の範囲内であり、条例の改正は要しない。

【とちぎの元気な森づくり県民税事業 事業別実績と見直し後の全体計画 案】

事業区分	事業内容	当初計画 (H20～H29※)	前半5年の実績見込 (H20～24)	見直し後 後半5年の計画案 (H25～29※)	見直し後 全体計画案 計
とちぎの 元気な 森づくり 奥山林 整備事業	間伐 ※事業推進費 を含む	長期間放置され 荒廃した人工林 の間伐 全体計画 40,000ha 全体事業費 税 4,500百万円 国庫 2,100百万円	事業量 奥山林整備事業 12,834 ha 再生事業 4,616 ha 小計 17,450 ha 造林事業等(見込) 5,000 ha 計 22,450 ha 事業費 奥山林整備事業 税 1,851百万円 国庫 477百万円	事業量 奥山林整備事業 13,500 ha 小計 13,500 ha 造林事業等(見込) 4,100 ha 計 17,600 ha 事業費 奥山林整備事業 税 2,240百万円 国庫 -	事業量 奥山林整備事業 26,334 ha 再生事業 4,616 ha 小計 ≒ 30,900 ha 造林事業等(見込) 9,100 ha 計 ≒ 40,000 ha 事業費 奥山林整備事業 税 4,091百万円 国庫 477百万円
	獣害対策		H21から実施 事業期間 H21～H24 剥皮被害対策 1,077 ha 事業費 税のみ 384百万円	◆事業期間を延長 ◆植栽木への被害対策を拡充 ※計画面積・事業費は対策手法を検討 の上設定、上記はH24程度として想 定 事業費 税のみ 315百万円	○剥皮被害対策 ○植栽木への対策 事業期間 H21～H29 事業費 税のみ 699百万円
	奥山林 整備事業 事業費 計	全体事業費 計 税 4,500百万円 国庫 2,100百万円	事業費 計 税 2,236百万円 国庫 477百万円	事業費 計 税 2,554百万円 国庫 -	見直し後の全体事業費 合計 税 4,790百万円 国庫 477百万円
明るく 安全な 里山林 整備事業	敷の刈払い・ 不要木の除去 等 全体計画 里山林整備 9,000ha 全体事業費(税のみ) 里山林整備 2,000百万円	5メニューによる里山林整備 事業量 里山林整備 2,740 ha 管理(累計) 5,660 ha 事業費 計(税のみ) 1,098百万円 里山林整備 816百万円 管理 282百万円	◆整備後の管理は弾力的に運用 ◆現行のメニューを大きく化 ◆整備量については市町要望を踏 まえ再設定 事業量 里山林整備 1,640ha 管理(累計) 7,820ha 事業費 計(税のみ) 1,138百万円 里山林整備 739百万円 管理 399百万円	里山林整備事業 整備面積 4,380ha 事業量 里山林整備 4,380ha 管理(累計) 13,480ha 事業費 計(税のみ) 2,236百万円 里山林整備 1,555百万円 管理 681百万円	
	森を育む 人づくり 事業	全体事業費 (税のみ) 1,500百万円 ●県民の森づくり活動への支援 県民への森づくり活動に関する情報 提供や作業体験機会の提供など ●森林の大切さの理解促進 森林環境教育や奥山林間伐材を 活用した机・椅子等の配布、木の 利用を通じた森林の大切さの理解 促進など 机・椅子の配布 18,000基 木製ベンチの配布 2,000基	事業費 計(税のみ) 642百万円 ●県民の森づくり活動への支援 事業費(税のみ) 170百万円 ●森林の大切さの理解促進 事業費(税のみ) 472百万円 うち机・椅子等の配布 269百万円 机・椅子の配布 9,400基 木製ベンチの配布 1,500基	事業費 計(税のみ) 736百万円 ◆各市町の特性に合わせた事業 実施が可能となる仕組み構築 ◆事業メニューは大きく化のうえ 再編、及び市町裁量の拡大等 ※事業費は平成24年度を参考に 設定 うち机・椅子等の配布 248百万円 机・椅子の配布 8,600基 木製ベンチの配布 500基	事業費 計(税のみ) 1,379百万円 うち机・椅子等の配布 517百万円 机・椅子の配布 18,000基 木製ベンチの配布 2,000基

※奥山林整備事業間伐については平成30年度まで実施

【見直し後の事業費及び税収見込み 案】

区 分	H20～H24	H25～H29※	計	当初計画	備考
事業費(百万円)	3,976	4,428	8,404	8,000	税財源
税 収(百万円)	4,039	4,365	8,404	8,000	

※税収は平成30年度まで

【見直し後の全体計画案 総括表】

(単位:百万円)

区分	県事業	事業費(見込み)			市町村事業	事業費(見込み)			合計	当初割合等
		H20～H24	H25～H29※	計		H20～H24	H25～H29	計		
ハード事業	奥山林整備事業	(477)		(477)	里山林整備事業	1,098	1,138	B 2,236	C=A+B (477)	(2,100)
		2,236	2,554	A 4,790					7,025	6,500
		A/I (59%) 57%				B/I (25%) 27%			(84%) 84%	(85%) 81%
ソフト事業	森を育む人づくり事業	439	419	D 859	森を育む人づくり事業	203	317	E 520	F=D+E	1,500
		D/I (10%) 10%					E/I (6%) 6%			(16%) 16%
合計	県事業	(477)		(477)	市町村事業	1,301	1,455	H 2,756	I	(2,100)
		2,675	2,973	G 5,648					8,404	8,000
		G/I (69%) 67%				H/I (31%) 33%			100%	100%

- ※1 事業費()書きは国庫補助金で外数、裸書きは税財源
- ※2 (%)は国庫補助金を含めた割合、裸書き%は税財源での割合
- ※3 奥山林整備事業間伐は平成30年度まで実施

4 第2次報告総括

本検討会では、平成24年1月から10月まで6回にわたり、以上のとおり第2次検討に係る事項について検討を行ってきた結果を、委員の総意により下記のとおり取りまとめた。

県においては、これを踏まえ、県民税を取り巻く社会情勢の変化等に対応し、公益的・社会的機能を十分に発揮させるための「元気な森づくり」や県民の森林に対する理解促進を図る「森を育む人づくり」を一層推進し、次の世代に豊かな森林と環境を引き継いでいけるよう引き続き努められることを要望するものである。

なお、今後、新たな取組や県民税事業期間について、さらに検討を行うべきであることを付記する。

記

県は、平成20年度から導入した県民税を財源として、間伐などの手入れの遅れや野生獣被害により荒廃した奥山林、また地域社会との関わりが希薄化し放置された里山林について、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、また県民の森林に対する理解促進を図るための「とちぎの元気な森づくり県民税事業」を着実に実施しているところである。

一方、県民税の導入以後、県民税事業に対する各方面からの意見や国の森林・林業に係る施策の転換など、県民税を取り巻く社会情勢等に大きな変化が生じている。

これらの変化を踏まえ、条例で規定する施行後5年を経過した場合の検討結果に基づく必要な措置について、以下のとおりとするよう要望する。

- 1 とちぎの元気な森づくり県民税による事業は、今後も現行の条例の趣旨に則り進めること。
- 2 伐捨て間伐への国庫補助の廃止に伴い、奥山林整備事業間伐全体計画面積を税財源のみによる間伐実施見込み面積に見直すこと。
- 3 税による奥山林獣害対策について、被害実態の精査結果を踏まえ税事業期間全体で実施するよう全体計画を見直すとともに、植栽木への対策の拡充について検討すること。
- 4 明るく安全な里山林整備事業について、地域の要望を踏まえた事業内容に再編するとともに、整備全体計画を再設定すること。

また、整備後の維持管理については、現在の支援内容を継続する一方、事業の趣旨や地域の実情等を踏まえ弾力的な運用も検討すること。

- 5 森を育む人づくりに関する事業について、地域の特性に合わせた事業の実施が可能となるような仕組みを検討し、さらなる「森林の大切さの理解促進」を図ること。
- 6 社会情勢の変化等から、再生可能エネルギーとしての森林資源の利活用や、「利用間伐」の間伐材用途拡大について、税による取組の検討が求められているが、これらの事項に関する今後の動向を見極めたうえで、改めて判断すること。

平成24年12月4日

栃木県知事 福田 富一 様

とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する検討会

座長	須賀	英之
座長代理	大久保	達弘
委員	秋澤	孝子
委員	印南	一子
委員	江連	比出市
委員	古口	達也
委員	児玉	博昭
委員	中村	祐司

とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する検討会 設置要領

(設置)

第1条 とちぎの元気な森づくり県民税条例（平成19年栃木県条例第40号）第2条に規定する「とちぎの元気な森づくり事業」の今後のあり方等に関する対応方針の決定、並びに同条例附則の2に規定する条例の規定についての検討及び必要な措置について、有識者の意見を求めるため、とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討会は、委員8名以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

(座長)

第4条 検討会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により選出する。

3 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。

4 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、座長が招集する。

2 検討会は、座長が議長となる。

3 座長は、必要に応じ、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、環境森林部環境森林政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成23年5月31日から施行し、平成25年3月31日をもってその効力を失う。

とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する検討会
委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 ・ 役 職 等	備 考
秋澤 孝子	(社)栃木県建築士会 女性委員会副委員長	
印南 一子	前税事業評価委員公募委員	
江連 比出市	県森林組合連合会代表理事会長	
大久保 達弘	宇都宮大学農学部教授	座長代理
古口 達也	茂木町長	
児玉 博昭	白鷗大学法学部教授	
須賀 英之	宇都宮共和大学学長	座長
中村 祐司	宇都宮大学国際学部・大学院国際学研究科教授	

とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する検討会 開催経過

平成23年 6月 24日	検討会委員委嘱
--------------	---------

第1次検討

平成23年 6月 24日 第1回検討会開催	<ul style="list-style-type: none"> ○座長選出 ○検討会の目的・検討項目・スケジュールについて
平成23年 7月 26日 第2回検討会開催	<ul style="list-style-type: none"> ○とちぎの元気な森づくり県民税事業の実施状況等について ○とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しの方向性について
平成23年 9月 15日 第3回検討会開催	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回検討会補足事項等について ○第1次報告素案について
平成23年10月 27日 第4回検討会開催	<ul style="list-style-type: none"> ○第1次報告書案について ○第1次報告書決定 ○第1次報告書提出

第2次検討

平成24年 1月 25日 第5回検討会開催	<ul style="list-style-type: none"> ○第1次検討について ○今後のスケジュールについて ○第2次検討事項について
平成24年 3月 21日 第6回検討会開催	<ul style="list-style-type: none"> ○現地調査 ○とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会と見直しに関する検討会との意見交換会

平成24年 5月 31日 第7回検討会開催	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次検討スケジュール及び検討項目 ○【元気な森づくり】見直しの方向性について
平成24年 6月 27日 第8回検討会開催	<ul style="list-style-type: none"> ○【森を育む人づくり】事業の見直しの方向性について ○新たな課題への対応について
平成24年 8月 23日 第9回検討会開催	<ul style="list-style-type: none"> ○平成24年度 独自課税に寄る森林整備に係る各県の状況等について ○第2次検討項目の見直しの方向性及び第2次報告書骨子案について
平成24年10月 31日 第10回検討会開催	<ul style="list-style-type: none"> ○第9回検討会補足事項について ○第2次報告書案について
平成24年12月 4日 第11回検討会開催	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次報告書決定 ○第2次報告書提出